

# 平成 19 年度 総務文教常任委員会行政視察報告書

平成 19 年 10 月 22 日

- 1、日 程 平成 19 年 10 月 10 日～12 日
- 2、視 察 先 北海道ニセコ町 人口 4,632 人 面積 193 km<sup>2</sup>  
北海道歌志内市 人口 5,100 人 面積 56 km<sup>2</sup>
- 3、視察事項 ニセコ町 「まちづくり基本条例」について  
歌志内市 「財政状況」について
- 4、視 察 者 一行 8 名  
委員 大関勝正委員長 保坂裕一副委員長 大平一貴委員  
亀山重光委員 安田憲喜委員 茂岡明与司委員  
当局 井上毅総務課副参事  
随行 美原弘美議会事務局主査

## ニセコ町

### [町の概要]

東に支笏洞爺国立公園の秀峰羊蹄山、北にニセコ積丹小樽海岸国定公園に囲まれ、冬は積雪が 2m に達する、ニセコアンヌプリ、ニセコチセヌプリ、ニセコイワオヌプリなどの山々を中心にニセコと言う地名で呼ばれ、ニセコと言う地名は近隣地域を含めて利用されている。

ニセコ地域は自然景観に恵まれた通年観光リゾート地になっており、ニセコ町には年間 140 万人から 150 万人の観光客が訪れ、夏は登山、カヌーなどのアウトドアスポーツ、冬はウインターポーツが盛んで、スキー場は近年アジアやオーストラリアからの観光客が激増している。このような背景もあって就業人口 2,450 人の内、第三次産業で働く人は 1,509 人 63.9% に上っている。

### [事業の概要]

まちづくりは町民一人一人が自ら考え行動することを「自治」の基本とするもので、そのためには町民が「情報共有」の実践によりこの自治が実現できる。としています。

まちづくり基本条例の第 1 条で「この条例はニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。」とあり、まちづくりに関する基本的な事項として、情報の共有、住民参加を中心とする様々な理念、町民の権利や責務、制度など定めることによって、住民による住民自治を実現しようとするものです。

### 「まちづくり基本条例」

まちの「憲法」としての「まちづくり基本条例」は平成 12 年 2 月成立、平成 17 年 1 月追加改正が行われた。まちづくりの 2 大原則（抜粋）として  
情報共有 原則、まちづくりは町民が情報を共有することを基本に進めなければならない。  
町民の権利、まちの仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

**住民参加** 原則、まちの仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。

町民の権利、町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

町民の責務、まちづくりの主体であることを認識し、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

### 主な取組みの概要

**文書管理（ファイリングシステム）** 行政の情報＝町民共有財産の認識のもと、行政は情報を体系的に管理する責務がある。

ファイリングシステムの目的は、情報の検索性を高め、情報を高度に活用することである。そのために、文書の私物化を徹底的に排除し、文書を共有化することで、誰でも情報を活用することが出来るようになっている。

**予算説明書** 町の予算は本来、町民のものとして通常の予算書では伝わらない具体的な内容が記載されている。（資料）

**まちづくり町民講座・まちづくり講演会** まちづくり町民講座は、課長などが講師になり現状や課題をお知らせし、その課題について議論する場。講座の役割は課題を住民と行政が共有しともに考える面と、職員が能力を高める研修的な面がある。

**住民提案型予算制度（1%予算）** 住民税の約1%にあたる100万円の使い方を町民自ら考えてもらう制度。寄せられた提案は、町民で組織する予算検討委員会で内容を審査し町長に答申する。

**ニセコ駅前温泉「綺羅の湯」** 施設の建設において、計画の段階から住民との情報共有を重ね、住民参加のもとに行われた。計画の段階ではさまざまな意見が出されたが説明会を重ねるうち「行政と住民」ではなく「住民と住民」による対話が生まれ、施設の概要・規模が決まった。まちづくり基本方針の象徴的な施設の一つと言える。

平成13年開業、建設費8億7千万円 利用者数（平成18年）126千人 指定管理

他に、未成年者のまちづくりへの参加、学習交流センター「あそぶっく」、堆肥センター……などの住民参加事業に取り組んでいる。

### 〔所見〕

ニセコ町のまちづくり基本条例は全国から注目されており、当月は山口県周南市、滋賀県栗東市、青森県鰯ヶ沢町が視察に訪れ、一緒に説明を受けた。

あらゆる面で住民が参加できるよう工夫して行政運営に取り組んでおり、結果として住民から信頼が得られていると思われる。

予算は町民のものであるとの考え方から、具体的な内容を住民が見てわかりやすい予算説明書になっている。また、財政分析も載せてあり近隣に比べて財政状況がどのような位置にあるかなど説明し、住民に非常にわかりやすい内容になっている。

住民参加の市政を進める上で一つ一つの取組み内容は非常に参考になる行政の取組みであった。しかし、加茂市に置き換えたとき人口規模（約1/6）や財政規模から参考にすることが難しい事業もあると思われる。

## 歌志内市

### [市の概要]

北海道のほぼ中央、石狩平野の東北端の山麓地帯に位置する。面積 56 km<sup>2</sup>でその 75%が森林で占められている。人口は明治 30 年代 7 千人であったが大正時代には 2 万人を超える空知管内でも有数の大炭鉱都市を形成する。戦後の昭和 23 年には 4 万 6 千人となり最多の人口を記録。昭和 40 年代になると石炭産業の不振から閉山が相次ぎ、昭和 56 年にはついに 1 万人を割り、さらに、平成 7 年 3 月、唯一の基幹産業である空知炭鉱が閉山となり歌志内の地域経済は崩壊の危機に晒され、その後も人口減少に歯止めがかからず現在も減少が続くとともに、高齢者の割合も 38%に達している。

### [事業の概要]

炭鉱閉山後の危機を回避するため、閉山後の地域振興対策事業や後処理対策事業などを実施しましたが、歳入不足の一方で閉山対策のための借金が年を追うごとに重くのしかかり、空知産炭地域総合発展基金（地域振興策を目的として、国・県・空知産炭地域 5 市 1 町（夕張市・三笠市・歌志内市・赤平市・芦別市・上砂川町）・道内経済界が出資）から長期借入（約 15 億円）を行っていました。この基金からの借り入れが不適切な借り入れであるとして問題が表面化し、平成 18 年 6 月、借入金の一括返済を求められ、財政危機が一層深刻になり財政健全化計画の作成を迫られる。

### 「財政健全化計画」

知事は、赤字決算が見込まれる歌志内市、上砂川町に対し財政健全化計画を求め、その計画内容は、職員数や人件費の削減、必要最小限の事業の選択、住民負担の適正化など行政全般の見直しを行うというものでした。

歌志内市は、財政再建団体に準じた行財政改革を断行することになり、道から示された方針を基に、自ら身を削る行財政改革の指針を策定しました。

### 「健全化計画の基本方針」

計画の基本方針として、普通会計や病院事業会計、第三セクターも含めた全般にわたり、不要不急の事業の休止・中止、不採算部門からの撤退も視野に、抜本的な改革を断行することになりました。特に、人件費や観光事業、病院事業を財政健全化の重点分野と位置付けるとともに、行政サービスの低下や住民負担の増加について、市民に理解を求めてゆく計画にしています。

- ・ 分野ごとの取組みとして、住民生活に必要な最小限の事務事業以外は、ゼロベースで見直す。特別会計への赤字補填的な支出は行わない
- ・ 市民の過重な負担増にならないよう配慮し、市税・使用料・手数料負担を全て見直す。
- ・ 退職者の不補充、早期退職の促進、給与水準（ラスパイレス指数 86.4）の削減。
- ・ 観光施設の民間への売却

などを基本方針としています。

### 「主な具体的措置」

平成 18 年度

歳入の確保

#### 徴収の強化＝市税等未収金徴収率向上（滞納未集金徴収率向上）

- ・ 受益者負担の見直し 下水道料金の見直し＝30%程度の値上げ、幼稚園入園手数料 4,000 円→7,000 円に、給食宅配サービス負担見直し 200 円→400 円に、他歳出の削減
- ・ 人件費の削減 退職者不補充、勧奨退職と指定管理による身分移行、職員給与の見直し 平成 19 年 1 月～基本給の 8～10% 削減
- ・ 公共施設の見直し 健康の村（チロルの湯、アリーナチロル）施設の売却

#### 平成 19 年度の歳出の削減

- ・ 職員給与の見直し 平成 19 年 4 月～基本給平均 18.1% 削減（管理職で 7～8 万円） 特別職 市長 40%（83 万円→49.8 万円）、副市長（67.5 万円→47.2 万円）・教育長 30%
- ・ 議員定数 12 名→10 名 報酬 30% 削減（議員で 27 万円→18.9 万円）
- ・ 指定管理等委託経費の見直し 振興公社との委託業務の見直し＝スキ一場、かもい岳温泉、パークゴルフ場の指定管理者制度の導入

\*指定管理により、委託料と維持管理費が必要になり、新たな問題も考えられる。

- ・ 補助金・交付金等の見直し 負担金、交付金、補助金の徹底した見直し（8,000 千万円→4～5 千万円に）を行う。

\* 見直しは、商工会議所や社会福祉協議会など一律に出来ない面がある。

この計画は、平成 18 年から平成 23 年度までの 6 年間とし、計画期間中の前期 3 カ年を赤字再建団体転落回避のための体质改善期間と位置づけ、後期 3 カ年を持続可能な財政基盤を確立するための強い体を形成するための期間と位置づけ、財政基盤を確立することとしています。将来的には、人口減少や財政状況（交付税が一人当たり 40 万円である。）などがあつて合併したいと考えています。

#### 〔所見〕

閉山後の産炭地の後処理対策事業や炭鉱跡地の取得、福祉施設の整備などの必要に迫られ、同時に石炭産業の撤退によりこれと言った産業がなくなり、人口の減少と高齢化が進み、全国で最も人口の少ない市となっており、持ち家比率も 40.6%（加茂市 83.4%）と少なく、製造品の出荷額は僅か六億円で苦しい台所事情の一端がうかがえます。

原因や理由の如何を問わず、財政健全化計画を強要される事態を迎えた結果、社会的な弱者と言われる層や行政に深くかかわる職員が大きな影響を受けることになりました。

計画には、指定管理者への制度への移行や補助金の見直し、健康の村（チロルの湯、アリーナチロル）施設の第三セクターへの売却と利益の確保など、計画には問題を先送りした課題もあると思われます。今回の財政再建が計画通り進み実効を挙げられることを念願せずにいられませんでした。

# I人づくり・教育・文化

## 1 幼児教育、小・中・高校教育

### 幼児センター「きらっと」の運営

4,371万円

(担当:ニセコ町幼児センター)

幼稚園と保育所を一体化し、地域子育て支援センターを併設したニセコ町幼児センター「きらっと」が4月に開園しました。

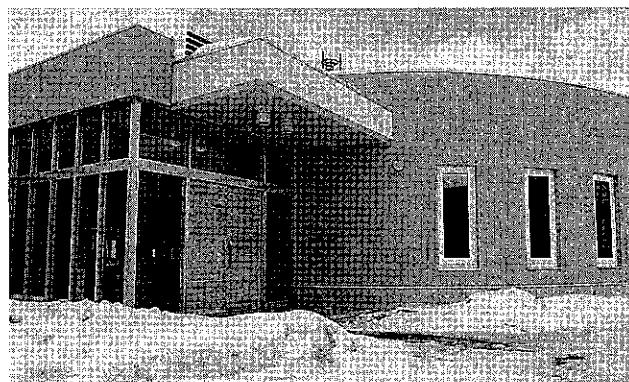
センターでは新たに0歳児保育と3歳児教育を始めるほか、就学前の子どもに対して教育・保育・子育て支援の総合的な視点から、幼児期の特性や発達課題を的確に踏まえて、望ましい習慣や態度の育成を目指した教育を行います。また、子どもたちの育成とともに、家庭や地域の教育力を向上させる取り組みを支援します。

#### 主な経費

臨時職員給与などの人件費	2,531万円
施設の運営経費	916万円
給食材料費	837万円
その他の経費（負担金など）	87万円

#### 財源

保育料	2,356万円
国・道の補助金	494万円
後志管内他町村（広域保育負担金）	46万円
その他負担金	91万円
ニセコ町の負担額	1,384万円



4月にオープンしたニセコ町幼児センター「きらっと」

### 幼児センターの施設整備事業

4,324万円

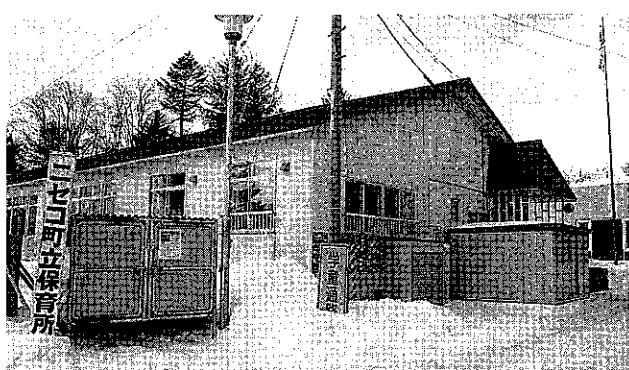
(担当:ニセコ町幼児センター)

4月に開園した幼児センター施設周辺の外構整備工事を行い、周辺環境を整えます。

また遊具やプール、物置を設置するほか、旧保育所の解体工事を行います。

#### 主な経費

外構工事実施設計委託料	50万円
外構、遊具・物置設置、解体工事費	4,091万円
プール購入費	183万円



今年度解体工事を実施する旧ニセコ保育所

## II 環境・景観

### 4 道路・公共交通

#### 町道愛媛団体通道路改良舗装工事

8,000万円

(担当:建設課土木計画係)

この路線は市街地から真狩橋を通り、里見地区コミュニティセンター方面の国道5号線へ通じる道路です。この事業は平成14年度から国の補助を受けて行っています。完成は平成20年の予定です。

なお、真狩川橋の架け替えとその前後の路盤改良工事は、北海道が行います。

#### 事業の内容

道路工事 距離330m、車道幅5.5m

歩道工事 距離130m、歩道幅各2.5m

#### 用地の取得

工事区間 真狩川橋手前の石井さん宅前から中塚さん宅地先までの330mの区間  
北海道は真狩川橋に橋桁をかける工事を行います

工事の予定期間: 6月~12月

#### 財 源

国の補助額 (55%)	4,400万円
ニセコ町の負担額	3,600万円
(うち借金 [町債])	3,420万円

